建設企業常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 88 号　令和５年度八戸市一般会計補正予算

〇歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中 ８款　土木費	全部	

議案第89号　令和５年度八戸市立市民病院事業会計補正予算

議案第98号　八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

● その他

・ 議会ふれあいミーティングへの出席委員について

建設企業常任委員会資料
令 和 5 年 9 月 20 日
都市整備部建築指導課

議案第 98 号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

建築基準法の改正に伴い、新設された建築物の容積率の特例認定申請手数料及び高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料の額を定めるとともに、その他所要の改正をするためのもの。

２　改正の内容

（１）　既存建築物の省エネ改修を促進するため、建築基準法が改正され、新設された許認可の事務手続きについて、八戸市手数料条例別表第６の１の表に追加するもの。

手数料を徴収する事務	名称	金額
19　法第 52 条第６項第３号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	１件につき 27,000 円
27　法第 58 条第２項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	１件につき 16 万円

［容積率の特例認定］

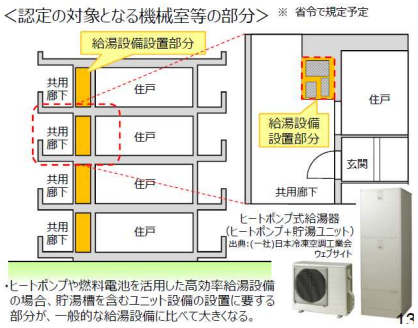

［高さ制限の特例許可］

（２）　手数料条例において引用している建築基準法の規定の内容を整理するもの。

改正後		改正前		備考
手数料を徴収する事務	名称	手数料を徴収する事務	名称	金額の欄
24　法第55条第３項の規定に基づく建築物の高さの特例又は同条第４項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	23　法第55条第３項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	―

改正後		改正前		備考
手数料を徴収する事務	名称	手数料を徴収する事務	名称	金額の欄
45　法第86条の２第１項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料	43　法第86条の２第１項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改める。
46　法第86条の２第２項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率、特例容積率、高さ又は各部分の高さに関する制限の緩和の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率又は高さ等に関する制限の緩和許可申請手数料	44　法第86条の２第２項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率、特例容積率、高さ又は各部分の高さに関する制限の緩和の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は高さ等に関する制限の緩和許可申請手数料	「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改める。
47　法第86条の２第３項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料	45　法第86条の２第３項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改める。

［法改正前］

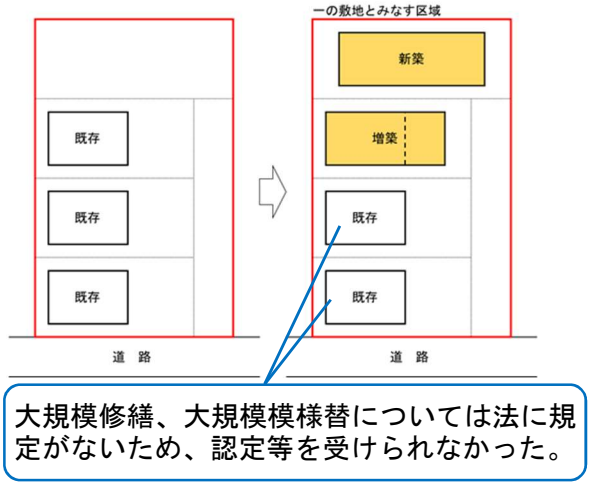

［法改正後］

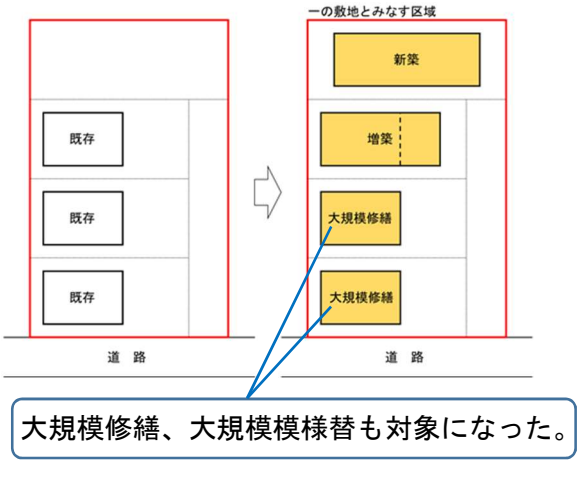

（３）　２（１）の事務手続きを追加することにより生じる項ずれを解消するもの。

３　施行期日

公布の日

令和５年度 議会ふれあいミーティング出席議員

委員会名	町畑地区	小中野地区
総務常任委員会	立花敬之	森園秀一
	寺地則行	岡田英
	上条幸哉	石橋充志
	土嶺直樹	
経済常任委員会	吉田淳一	五戸定博
	小屋敷孝	豊田美好
	田名部裕美	壬生八十博
		久保百恵
民生環境常任委員会	山名文世	坂本美洋
	間盛仁	伊藤圓子
	吉田洸龍	中村益則
		長谷川ひろゆき
建設企業常任委員会	藤川優里	日當正男
	高橋正人	三浦博司
	前田由美	苫米地あつ子
	山之内悠	
合計	14	14

※網掛けした議員は広報広聴委員会委員。